

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第十一号

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年聖籠町規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の八十六以上百分の百四十五以下」を「百分の八十三・五以上百分の百三十五以下」に改め、同項第二号中「百分の七十八・五以上百分の八十六未満」を「百分の七十四以上百分の八十三・五未満」に改め、同項第三号中「百分の七十一」を「百分の六十四・五」に改め、同項第四号中「百分の七十一未満」を「百分の六十四・五未満」に改める。

第十四条の二第一項第一号中「百分の三十超」を「百分の三十二・五超」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の三十二・五」に改め、同項第三号中「百分の三十未満」を「百分の三十二・五未満」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。